

## 参 考 资 料

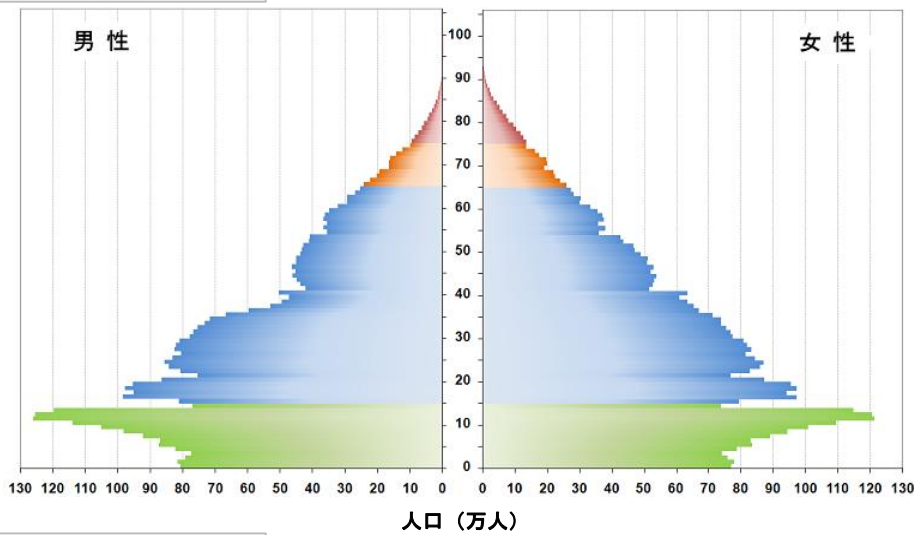
# 目 次

I	税制改革の視点	
	人口ピラミッドの推移	1
	国と地方の税財源配分（平成26年度決算額）	2
	国と地方の歳出純計に占める租税収入の割合の推移	2
	国と地方の長期債務残高の推移	3
	国民負担率の内訳の国際比較	3
	将来人口推計と高齢化率の推移（全国）	4
	将来人口推計と高齢化率の推移（東京都）	4
	社会保障給付費と社会保険料収入の推移	5
	正規雇用と非正規雇用労働者の推移（全国）	6
II	税制改革の方向性	
	国と地方の役割分担（平成26年度決算）	7
	超過課税の状況（平成26年度決算）	7
	地方税の税収内訳（平成28年度地方財政計画額）	8
	地方における目的別歳出額の推移	9
	社会保障関係経費の将来推計（試算）（東京都）	9
	消費税率（国・地方）引上げ後の国・地方の配分	10
	地方消費税率引上げに係る影響額（東京都試算）	10
	付加価値額に占める人件費の推移	11
	平成28年度税制改正のポイント	11
	地方法人課税の偏在是正措置の都への影響	12
	「ふるさと納税」に係る控除の適用状況の推移（個人住民税）	12
	「ふるさと納税」の受入額の推移	12
	地方創生応援税制（企業版「ふるさと納税」）の制度概要	13
	再分配所得ジニ係数の推移	13
	相対的貧困率の推移	14
	被保護実世帯数、被保護実人員、保護率の年次推移（全国）	14
	自動車関連税収のうち東京都区域分のシェア（平成26年度決算額）	15
	人口一人当たりの税収額の指数（平成26年度決算額）	15
	環境関連の主な現行の税制措置	16
	環境性能割導入前後の自動車税・軽自動車税の法体系	17
	化石燃料の価格と税負担	17
	OECD環境統計－環境関連税制	18
	炭素税導入国の比較	18
III	東京における税をめぐる諸課題	
	社会資本ストックの維持・更新経費の将来推計（試算）（東京都）	19
	都における法定外税（宿泊税）の概要	19

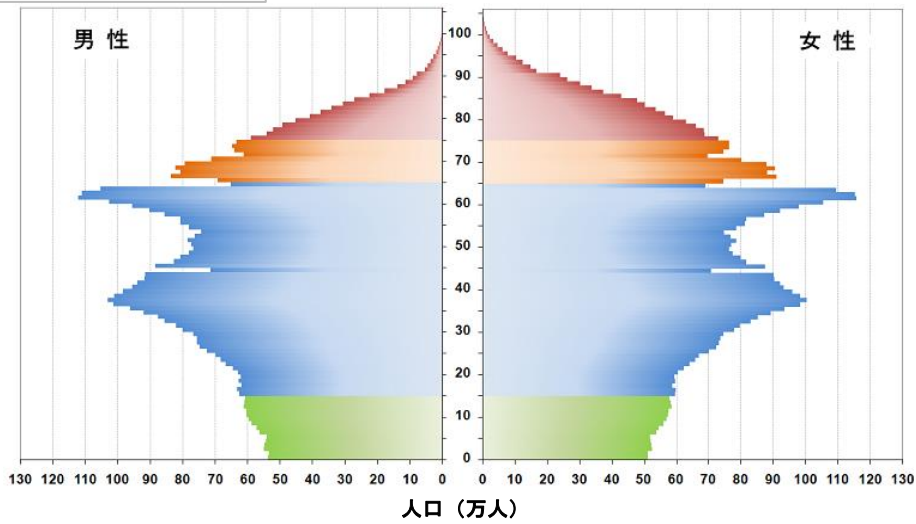
# I 税制改革の視点

## 人口ピラミッドの推移

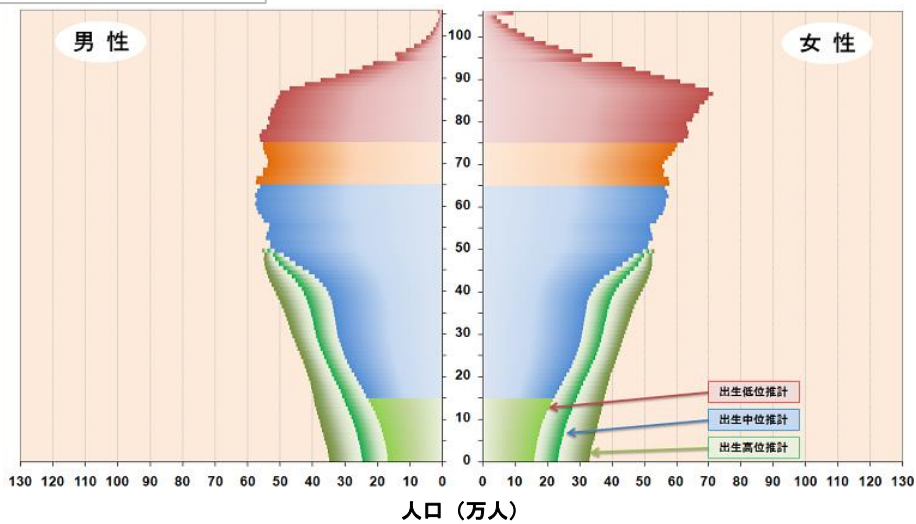
1960年（ピラミッド型）



2010年（釣鐘型）



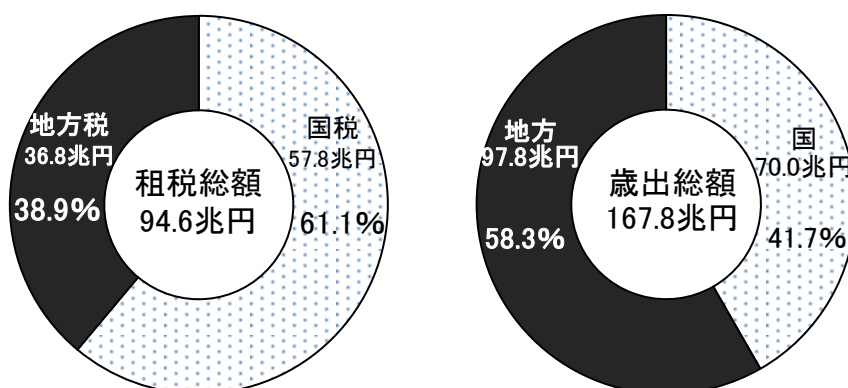
2060年（つぼ型）



注1 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ「人口ピラミッドの推移」より作成。

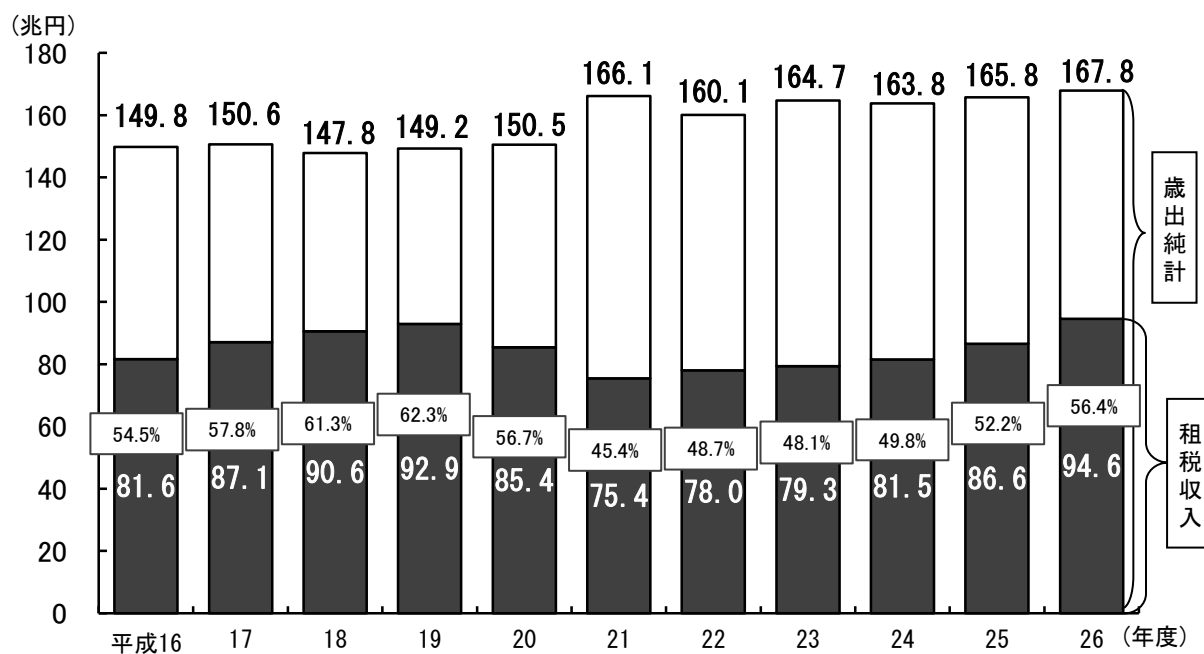
2 1960年、2010年は国勢調査、推計人口による値、2060年は「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」による値。

## 国と地方の税財源配分（平成26年度決算額）



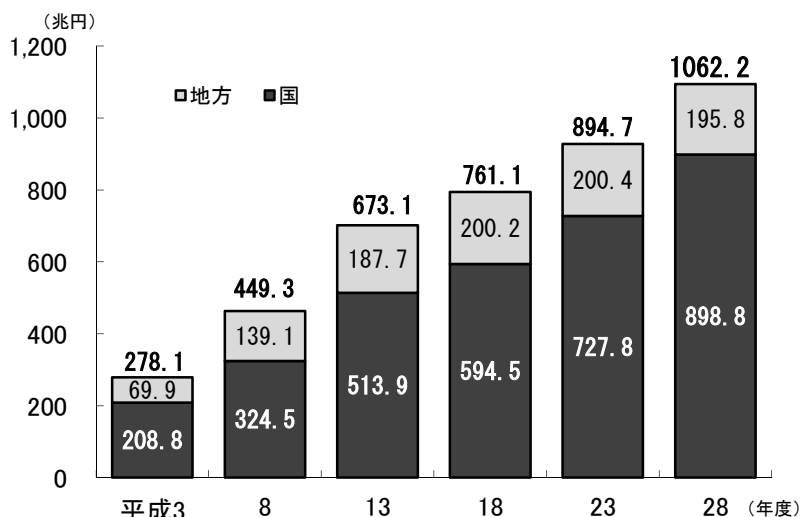
注 総務省「平成28年版地方財政白書」より作成。

## 国と地方の歳出純計に占める租税収入の割合の推移



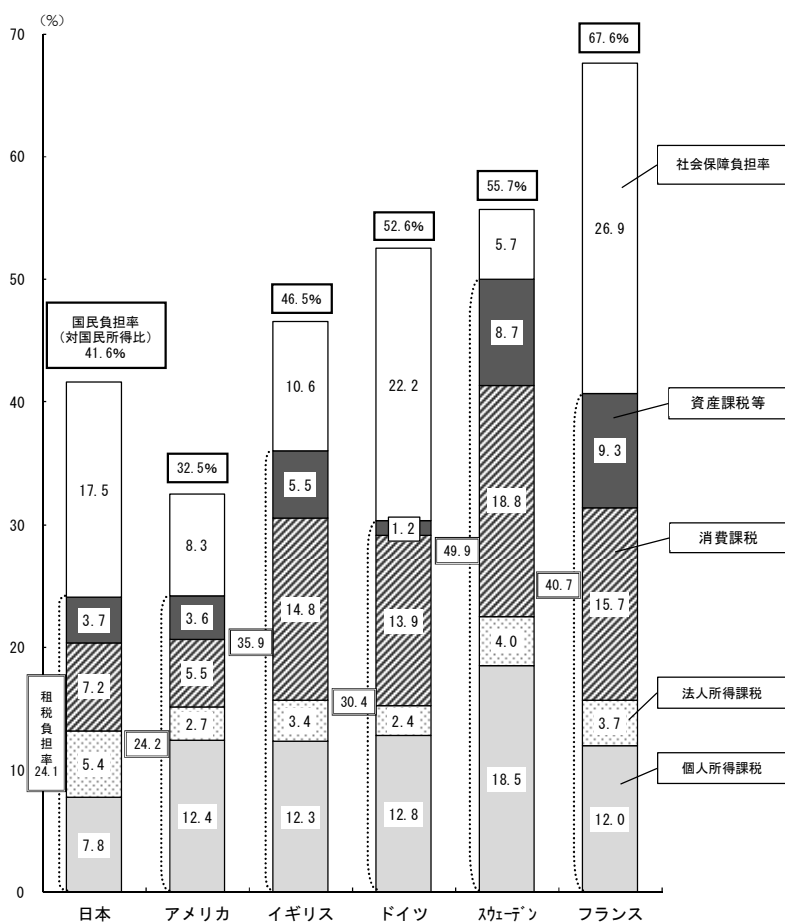
- 注 1 総務省「平成28年版地方財政白書」より作成。  
 2 数値は、国・地方ともに決算額である。  
 3 □内の数値は、歳出純計に占める租税収入割合である。

## 国と地方の長期債務残高の推移



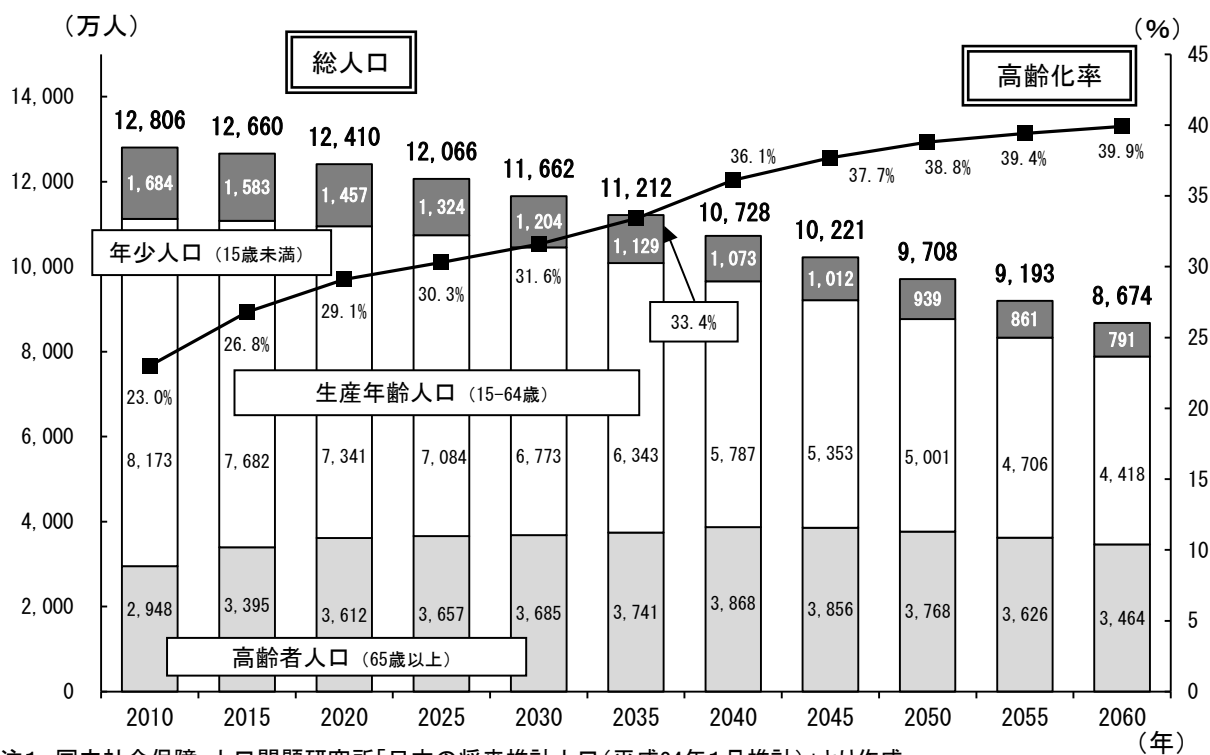
- 注 1 財務省「財政関係基礎データ」より作成。  
 2 平成23年度までは実績値、平成28年度は政府見通しによる。  
 3 地方の借入金残高は、地方債残高、企業債残高のうち普通会計負担分及び交付税特別会計借入金残高のうち地方負担分の合計額を計上。  
 4 太字の数値は、国・地方の長期債務残高を合計し、重複分を控除したものである。

## 国民負担率の内訳の国際比較



- 注 1 財務省「国民負担率の内訳の国際比較」より作成。  
 2 日本は平成25年度（2013年度）実績、諸外国はOECD "Revenue Statistics 1965-2014" 及び同 "National Accounts" による2013年実績。  
 3 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。  
 4 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

## 将来人口推計と高齢化率の推移（全国）

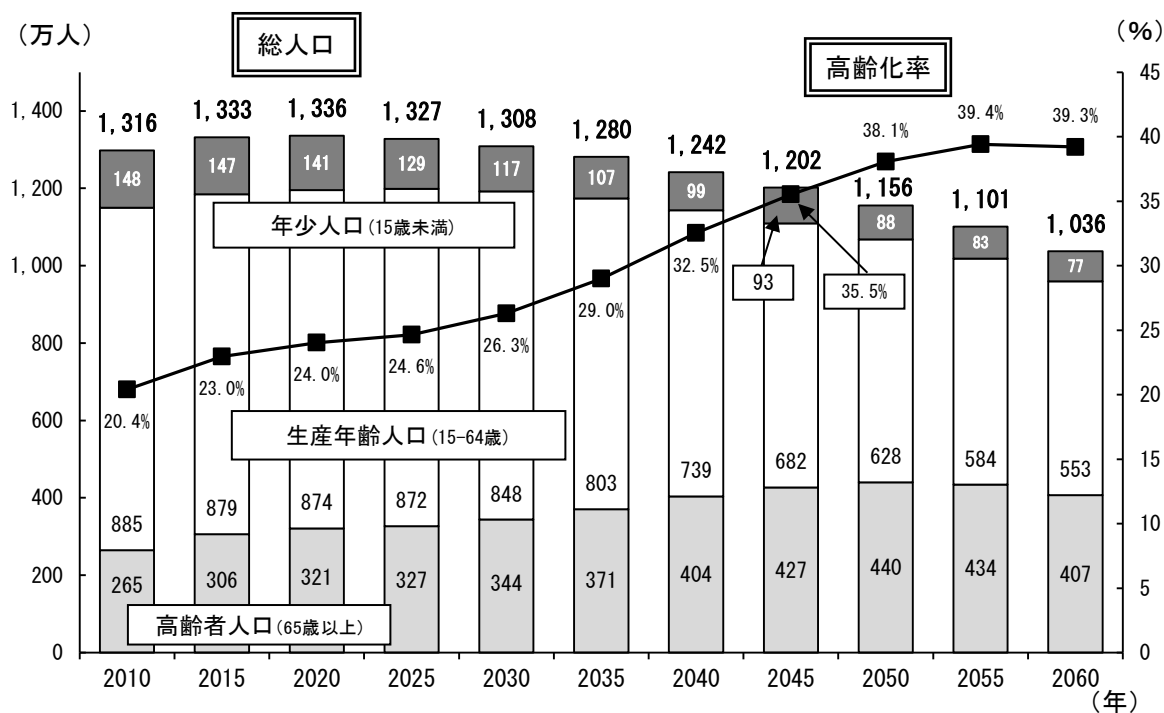


注1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」より作成。

2 出生中位・死亡中位推計の値を使用。

3 四捨五入により、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

## 将来人口推計と高齢化率の推移（東京都）



注1 「東京都長期ビジョン」より作成。

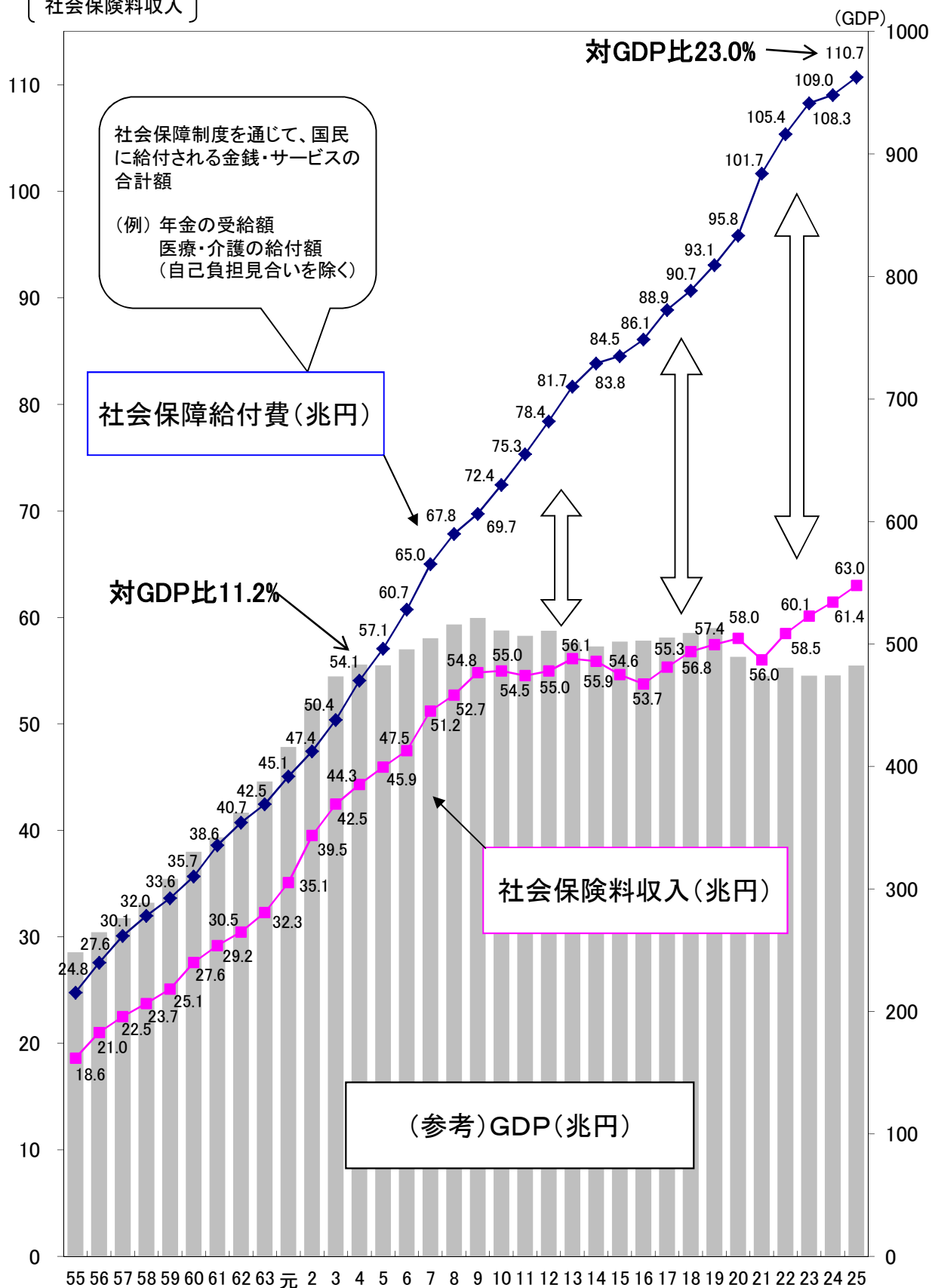
2 根拠資料：東京都総務局「東京都男女年齢（5歳階級）別人口の予測」（平成25年3月）、総務省「国勢調査」等

3 2015年以降は東京都政策企画局による推計。なお、2015年から2055年までの高齢化率は東京都主税局算出。

4 四捨五入や、実績値には年齢不詳を含むことにより、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

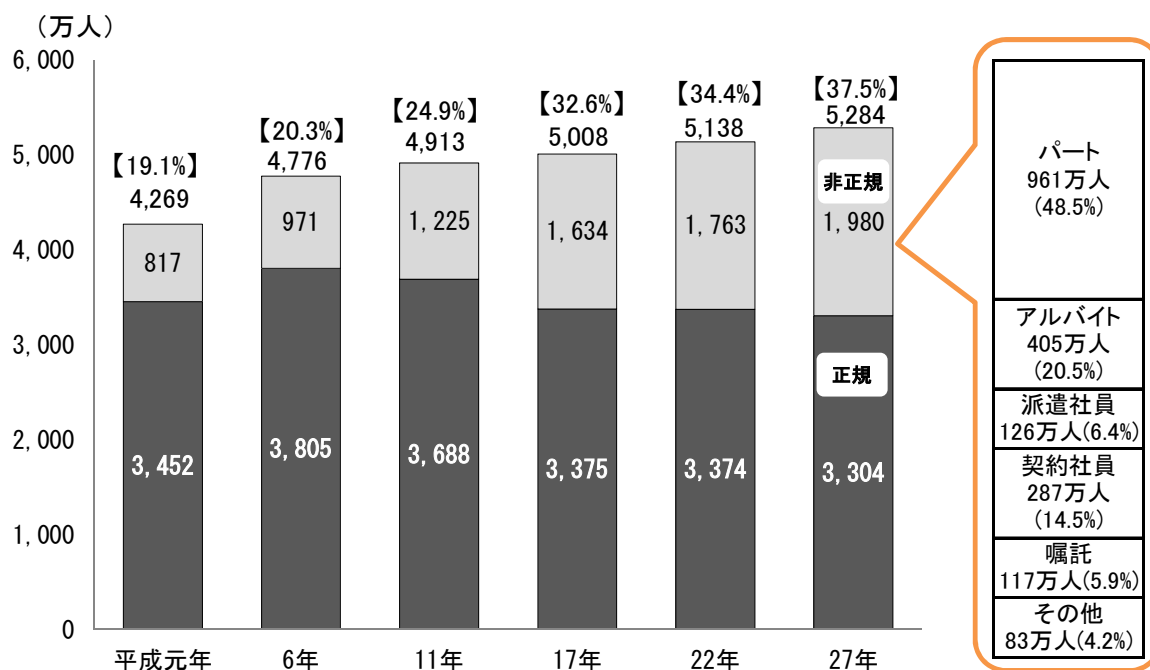
# 社会保障給付費と社会保険料収入の推移

〔 社会保障給付費  
社会保険料収入 〕



注 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計(平成26年度)」より作成。

## 正規雇用と非正規雇用労働者の推移（全国）



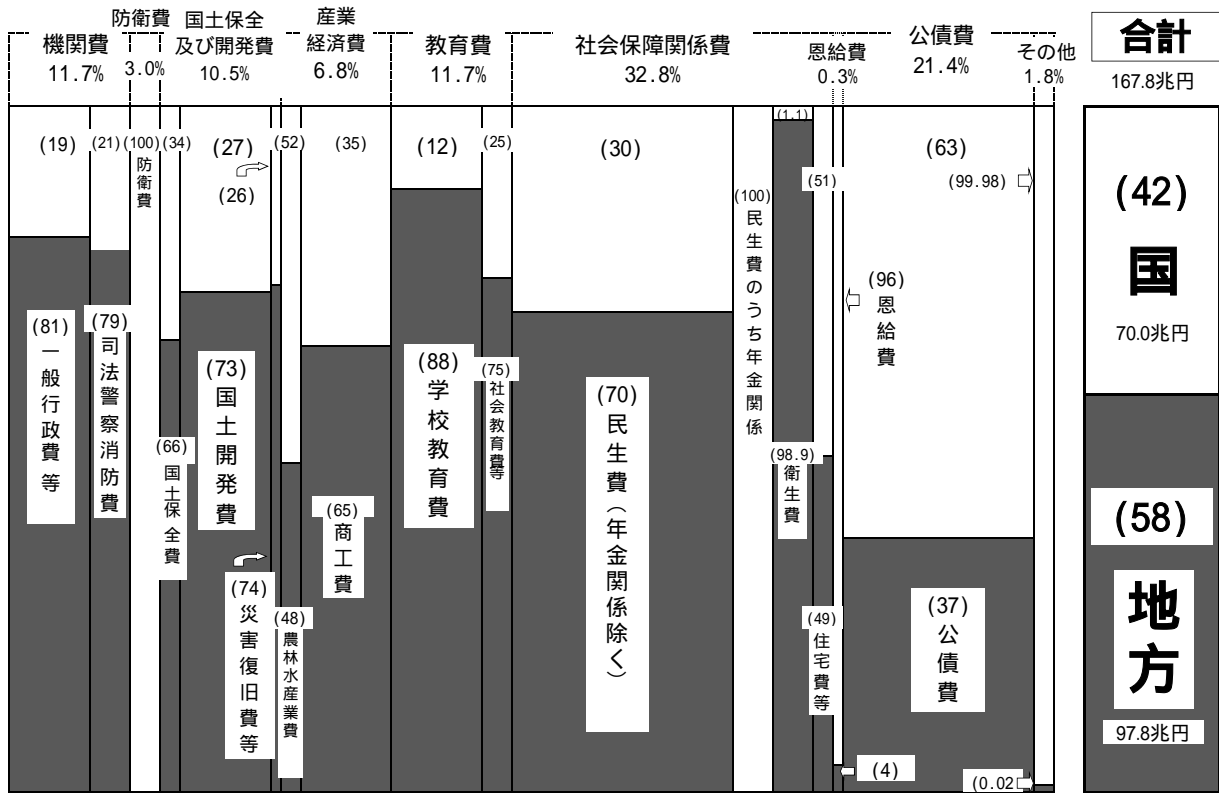
- 注 1 厚生労働省ホームページ「『非正規雇用』の現状と課題」より作成。
- 注 2 平成11年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10による。
- 注 3 平成17年、22年の数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。
- 注 4 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
- 注 5 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
- 注 6 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
- 注 7 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める非正規雇用労働者の割合。



# 税制改革の方向性

## 国と地方の役割分担（平成26年度決算）

< 歳出決算・最終支出ベース >



(注) ( ) 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合。計数は精査中であり、異動する可能性がある。

注 総務省ホームページ「地方財政関係資料」より抜粋。

## 超過課税の状況（平成26年度決算）

### 道府県税

道府県民税	個人均等割	(35団体)	222.3億円
	所得割	(1団体)	24.9億円
	法人均等割	(35団体)	100.2億円
	法人税割	(46団体)	1,103.4億円
法人事業税	(8団体)	1,318.1億円	
自動車税	(1団体)	43百万円	
<b>道府県税計</b>		<b>2,769.3億円</b>	

地方法人二税の占める割合：89.7%

(注) 表中における団体数は、平成26年4月1日現在。

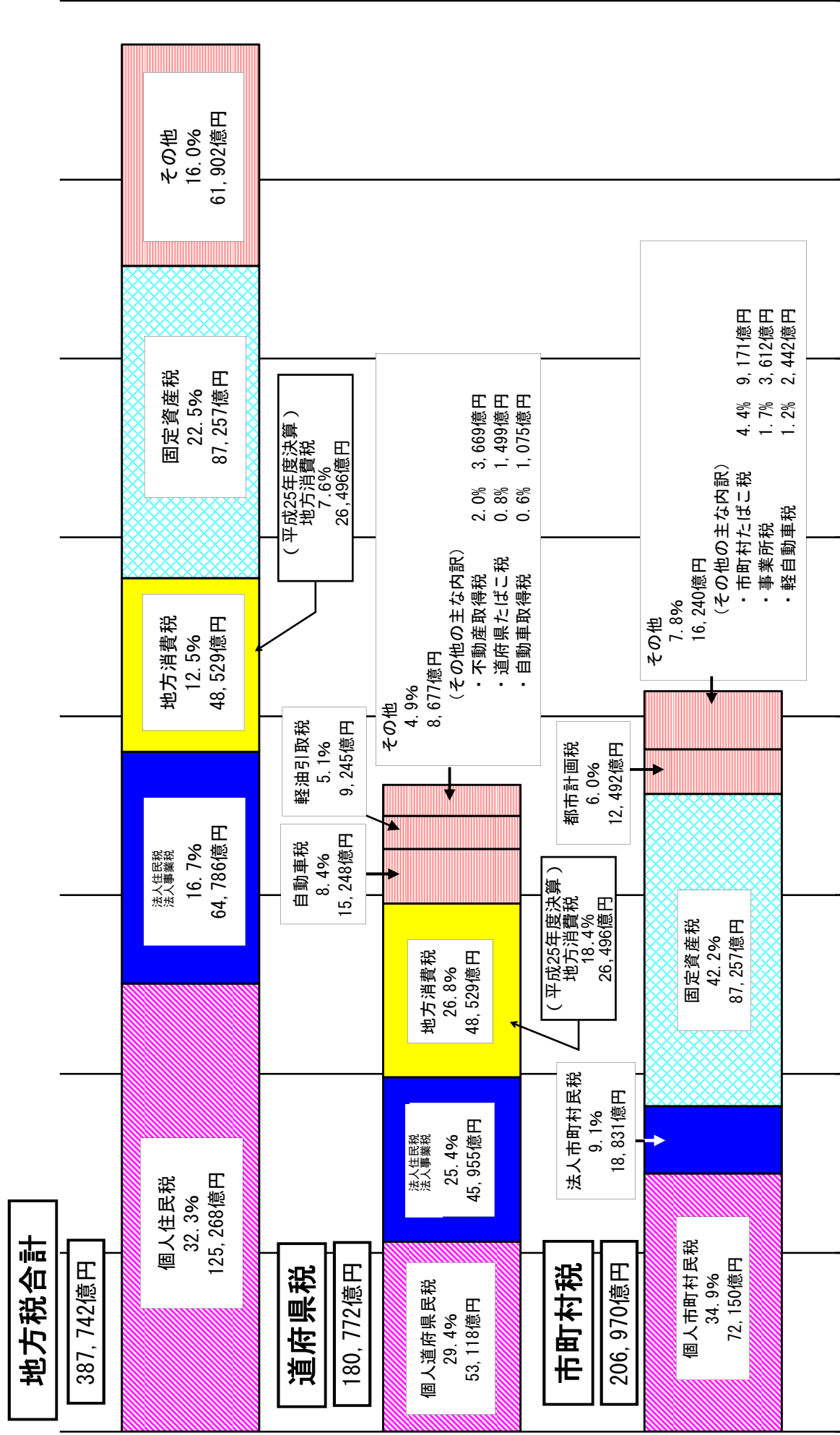
注 総務省ホームページ「地方税の概要」より抜粋。

### 市町村税

市町村民税	個人均等割	(2団体)	16.5億円
	所得割	(2団体)	0.7億円
	法人均等割	(395団体)	162.1億円
	法人税割	(996団体)	2,626.3億円
固定資産税	(155団体)	340.8億円	
軽自動車税	(28団体)	6.9億円	
鉱産税	(31団体)	10百万円	
入湯税	(2団体)	23百万円	
<b>市町村税計</b>		<b>3,153.6億円</b>	

<b>超過課税合計</b>	<b>5,922.9億円</b>
---------------	------------------

# 地方税の税収内訳（平成28年度地方財政計画額）



0 5兆円 10兆円 15兆円 20兆円 25兆円 30兆円 35兆円

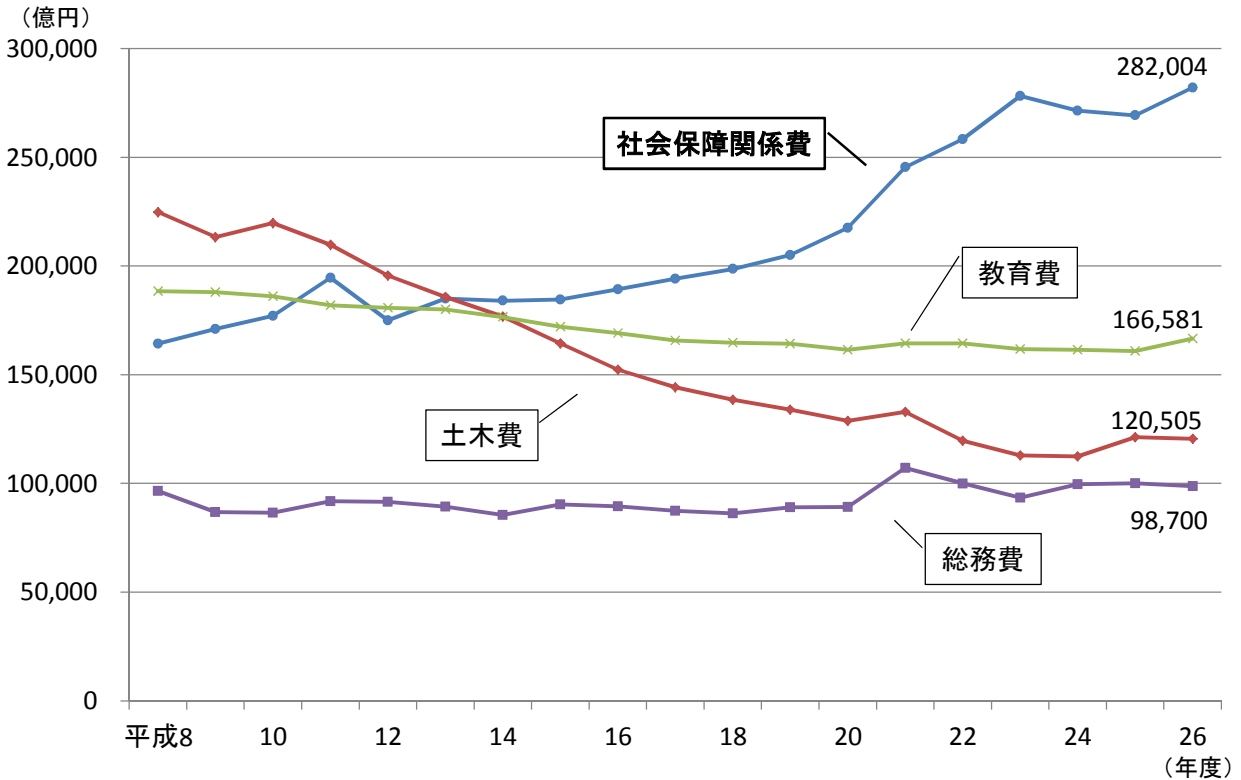
（注）1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。

2 数値は、超過課税及び法定外税等を含まない。

3 地方法人二税には、地方法人特別譲与税を含まない。

注 総務省ホームページ「地方税収等の状況」より抜粋し作成。

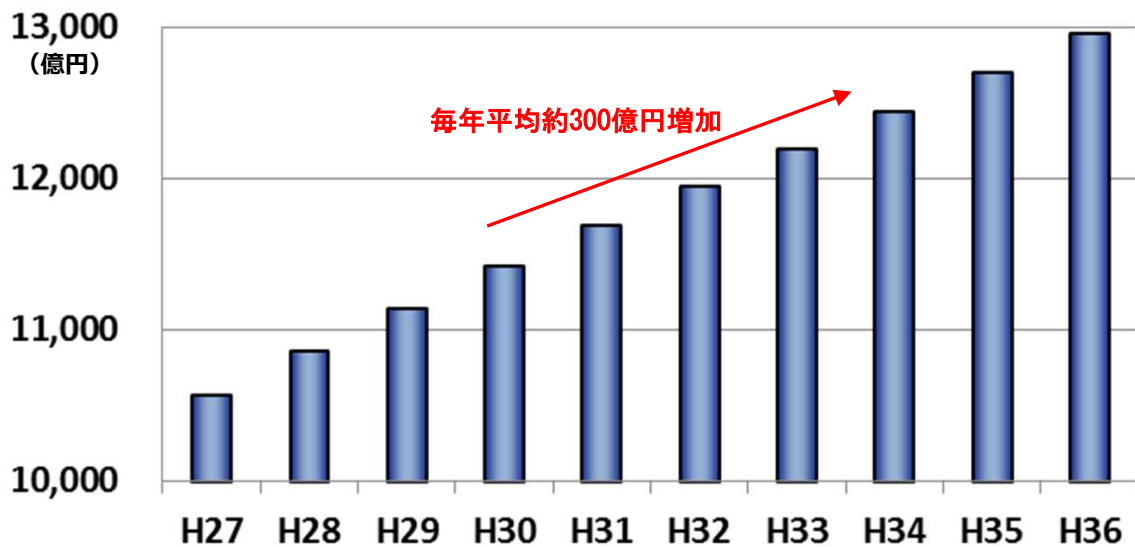
## 地方における目的別歳出額の推移



注1 総務省「地方財政白書」、財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」及び「地方財政要覧」等をもとに作成。

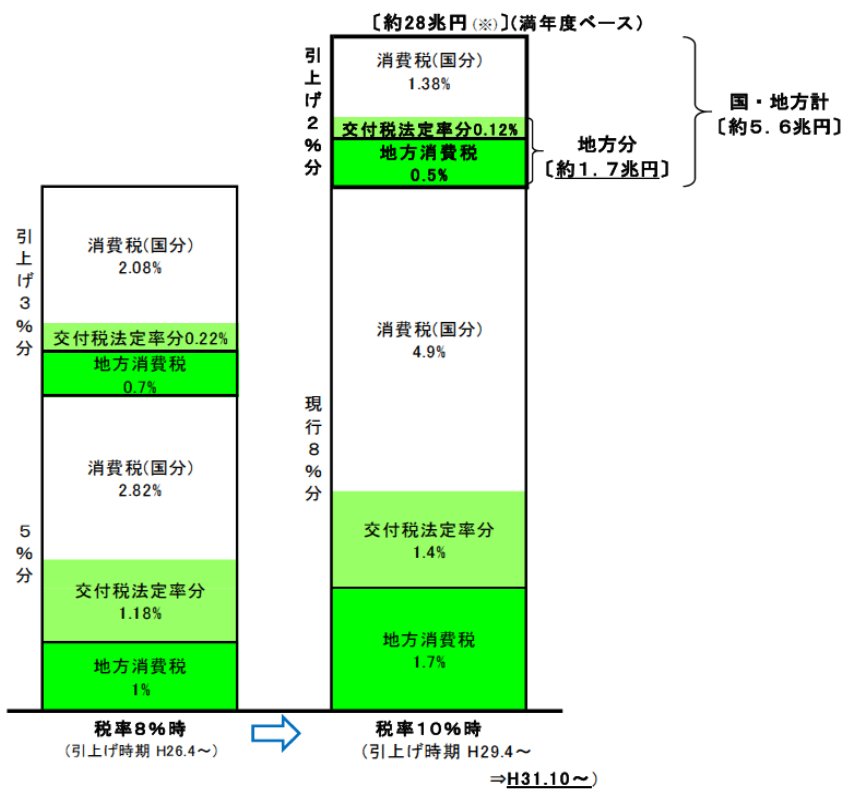
2 社会保障関係費は、決算統計の民生費・衛生費・労働費から災害救助費・清掃費を除いたもの。

## 社会保障関係経費の将来推計（試算）（東京都）



注 東京都「共存共栄による日本全体の発展を目指して～地方税財政に関する東京都の主張～」(平成27年9月)より抜粋。

## 消費税率（国・地方）引上げ後の国・地方の配分



(※) 軽減税率制度導入に伴う影響は加味せず(代替財源未定)

注 全国知事会議 (平成28年7月28日、29日) 資料4-3より抜粋。

## 地方消費税率引上げに係る影響額 (東京都試算)

<平成28年度当初予算ベース>

区分	総額	影響額
平成28年度当初予算	6,398億円	
税率10%に引き上げた場合(平年度)	約8,300億円	約1,900億円

地方消費税率	地方消費税額	
1.7%	6,398億円	H28当初予算額
2.2%	8,280億円	消費税率10%引上げ時
3.3%	12,398億円	6,398億円+6,000億円(都3,000億円+市町村交付金3,000億円)

+1.6%

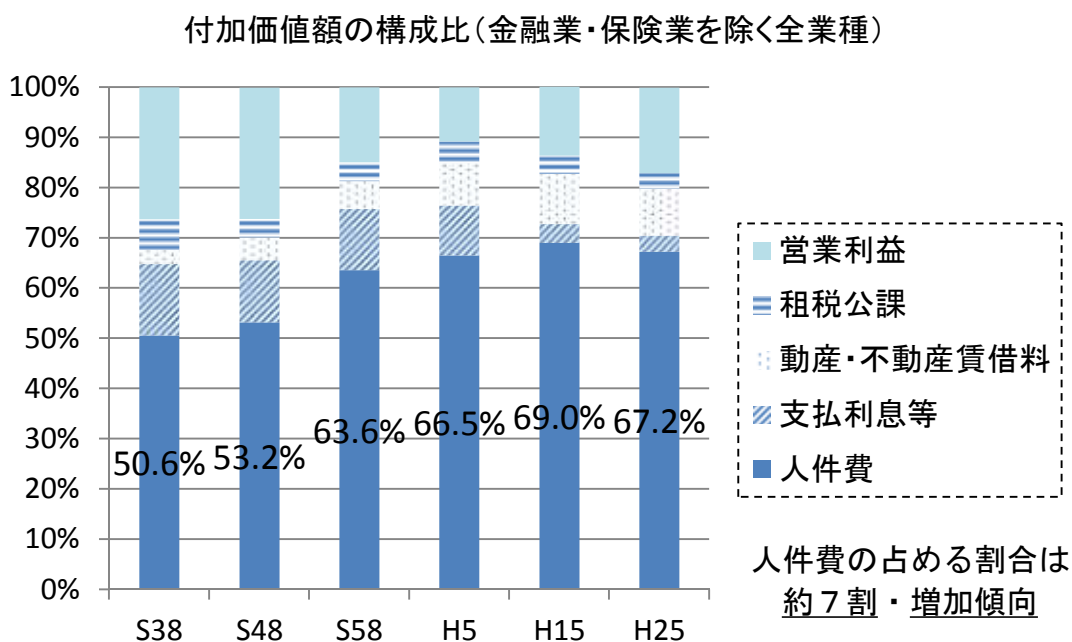
注1 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」に定められた税率を基に東京都主税局で試算。

【内訳】税率 8% : 国 6.3%、地方 1.7%

税率 10% : 国 7.8%、地方 2.2%

2 軽減税率等による影響は考慮していない。

## 付加価値額に占める人件費の推移



注 「法人企業統計年報」より作成。

## 平成28年度税制改正のポイント

- ① 法人事業税の暫定措置（地方法人特別税・譲与税制度）を廃止
- ② 消費税率引上げ（8% → 10%）に伴う、法人住民税の交付税原資化
- ③ 法人事業税の暫定措置廃止に伴う、法人住民税の交付税原資化

	[消費税 5%段階]	[消費税 8%段階] (現行)	[消費税率 10%段階] (②消費税率引上げ見合い分)	[消費税率 10%段階] (③暫定措置廃止代替分)
(1) 法人住民税の交付税原資化				
(都道府県分)	5.0%	3.2%	2.0%	1.0%
(市町村分)	12.3%	9.7%	8.0%	6.0%
計	17.3%	12.9%	10.0%	7.0%
		▲4.4%	▲2.9%	▲3.0%
(2) 地方法人税の創設・拡充・ 交付税原資化		4.4%	7.3%	10.3%
			+2.9%	+3.0%

- ④ 法人事業税交付金の創設（上記③による市町村分の減収分を補てんする措置）
  - ・ 法人事業税額の5.4%を、都道府県から市町村に交付
  - ・ 特別区相当分は、特別区財政調整交付金の財源とする

注 東京都「地方法人課税の不合理な偏在是正措置等について」(平成27年12月16日)より抜粋。

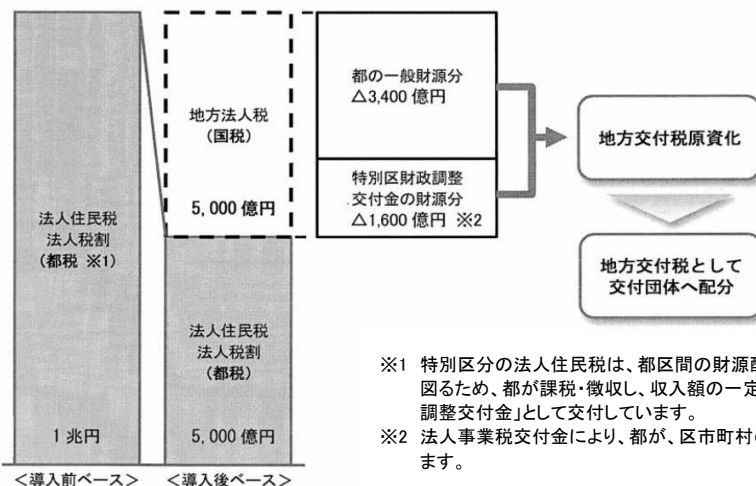
# 地方法人課税の偏在是正措置の都への影響

< 平成 28 年度税制改正の影響 > ※ 金額は、平成 28 年度当初予算を基礎とした平年度ベース

・ 税制改正の内容と影響額

区 分	現 行 (消費税率 8%段階)		税制改正後 (消費税率 10%段階)
法人事業税の暫定措置	△1,900 億円	① 法人事業税の 暫定措置の廃止	廃止
法人住民税の 地方交付税 原資化	—	② 法人住民税の 地方交付税 原資化の拡大	△1,400 億円
	消費税率引上げ 見合い分 △2,200 億円		△3,600 億円
小 計	△4,100 億円		△5,000 億円
市町村への減収補填 (対象額)	—	③ 法人事業税交付金 の創設	△ 100 億円
合 計	△4,100 億円		△5,100 億円

・ 税制改正後の都税への影響



※1 特別区分の法人住民税は、都区間の財源配分と特別区相互間の財源調整を図るため、都が課税・徴収し、収入額の一定割合を、各特別区に「特別区財政調整交付金」として交付しています。

※2 法人事業税交付金により、都が、区市町村の減収の一部を補填することとなります。

注 東京都財務局「平成28年度（2016年度）東京都予算の概要」より作成。  
金額は平成28年度当初予算ベース。

## 「ふるさと納税」に係る控除の適用状況の推移（個人住民税）

(単位：百万円)

控除額	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全国	1,892	1,805	2,043	21,017	4,526	6,062	18,425	99,854
東京都	513	478	554	5,718	1,228	1,822	4,857	26,157
全国に 占める割合	27.1%	26.5%	27.1%	27.2%	27.1%	30.1%	26.4%	26.2%

- 注 1 総務省「ふるさと納税など個人住民税の寄附金税制」及び「ふるさと納税に関する現況調査結果（税額控除の実績等）」（平成28年8月2日）をもとに作成。
- 2 各年度の計数は、道府県民税分と市町村民税分の合算である。
- 3 各年度の計数は、前年中（例えば、平成28年度については、平成27年1月1日～12月31日の間）のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況。

## 「ふるさと納税」の受入額の推移

(単位：百万円)

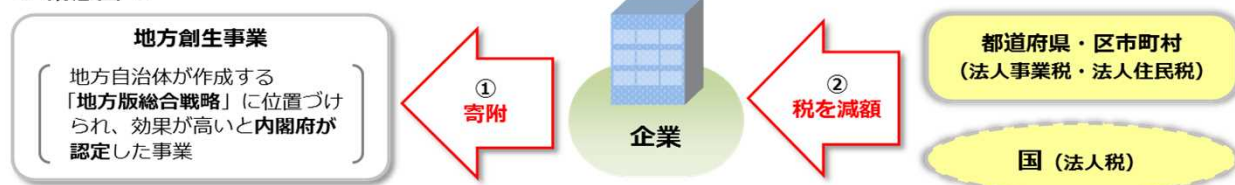
受入額	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全国	7,698	10,218	12,163	10,410	14,564	38,852	165,291
東京都	1,225	3,038	1,206	1,739	1,383	1,128	1,243
全国に 占める割合	15.9%	29.7%	9.9%	16.7%	9.5%	2.9%	0.8%

- 注 1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（平成28年6月14日）をもとに作成。
- 2 東京都の受入額には、東京都域内区市町村分も含む。

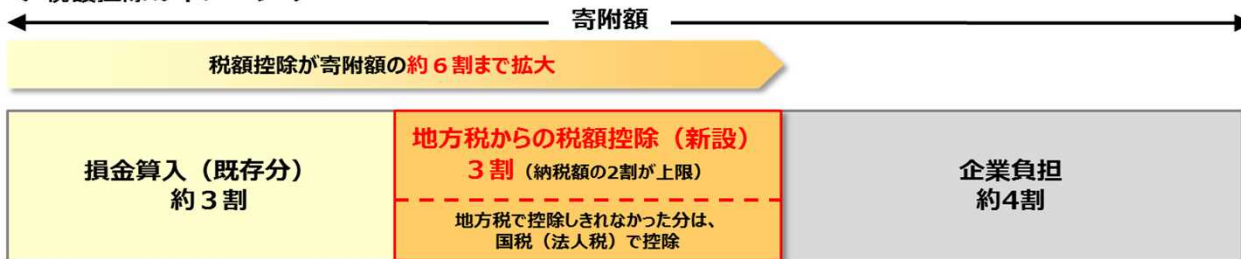
## 地方創生応援税制（企業版「ふるさと納税」）の制度概要

- 地方創生を推進するうえで効果の高い一定の事業（内閣府が認定）に対して法人が行った寄附について、一定額を税額から控除する措置を新設し、**寄附金額の約6割の負担を軽減**
- 地方交付税の不交付団体かつ三大都市圏に所在する団体への寄附は対象外  
⇒ **東京都、特別区及び都内不交付団体への寄附は対象外**
- 企業の本社が立地する団体への寄附は対象外

### < 概念図 >

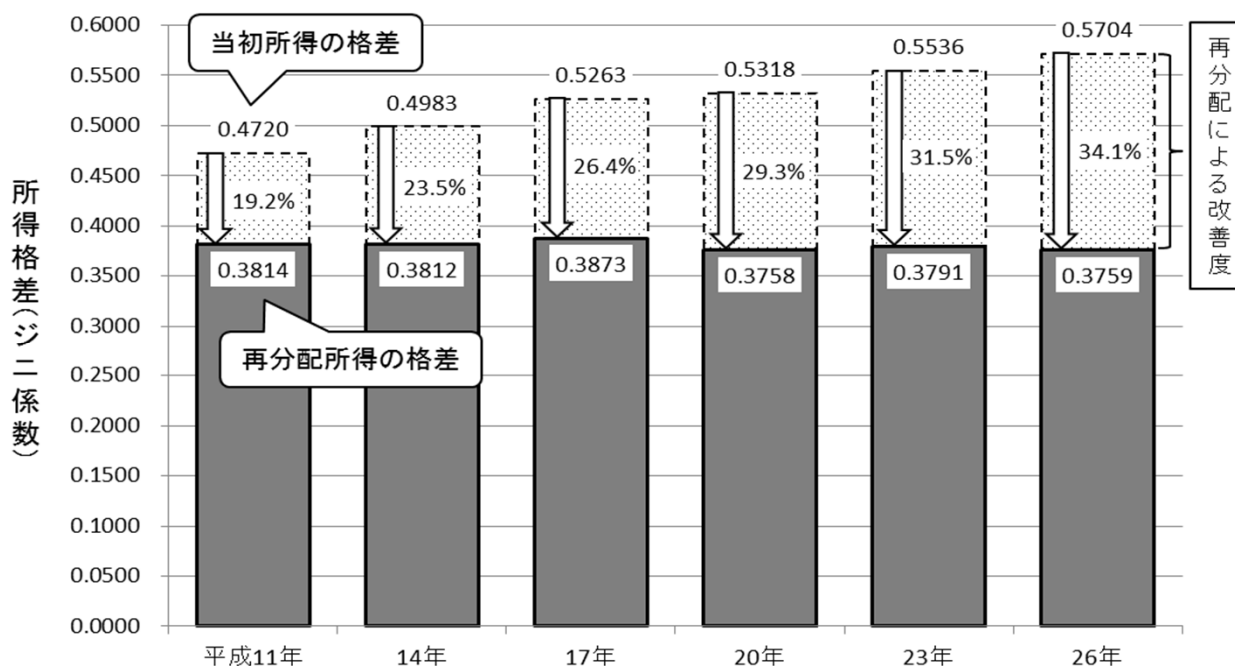


### < 税額控除のイメージ >



注 東京都「地方法人課税の不合理な偏在是正措置等について」（平成27年12月16日）より抜粋。

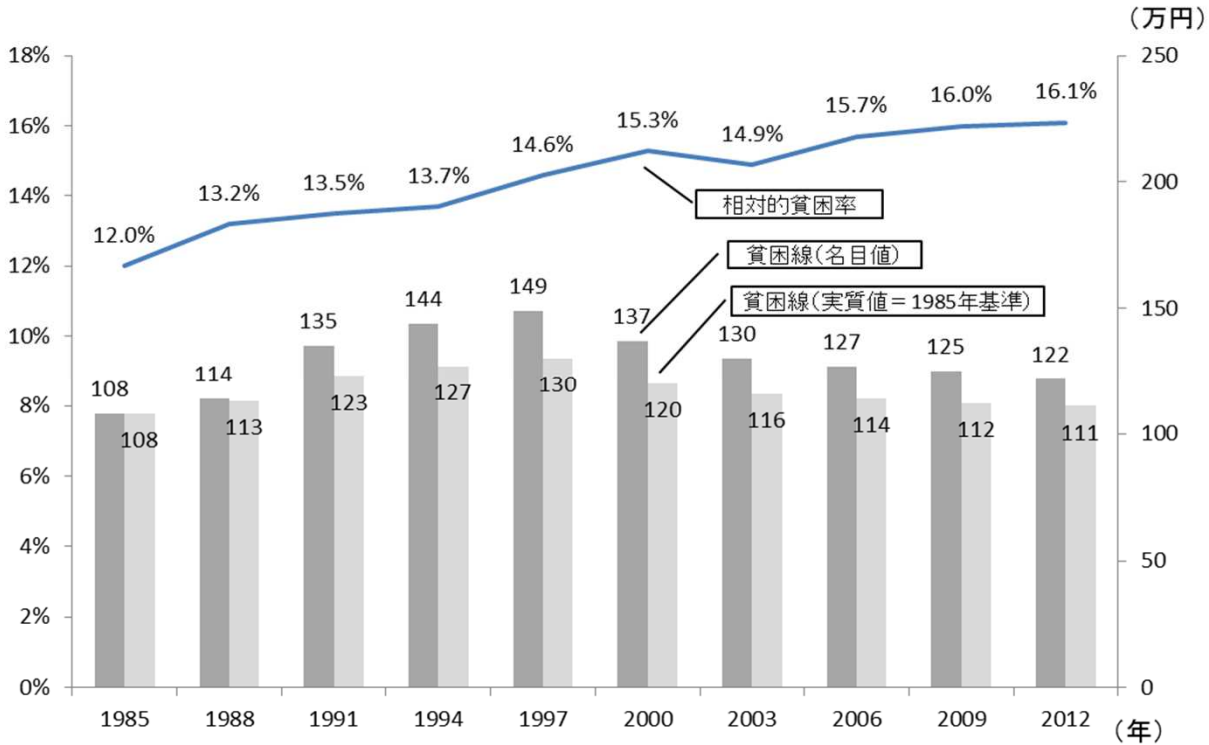
## 再分配所得ジニ係数の推移



注1 厚生労働省「所得再分配調査」（平成23年及び平成26年）をもとに作成。

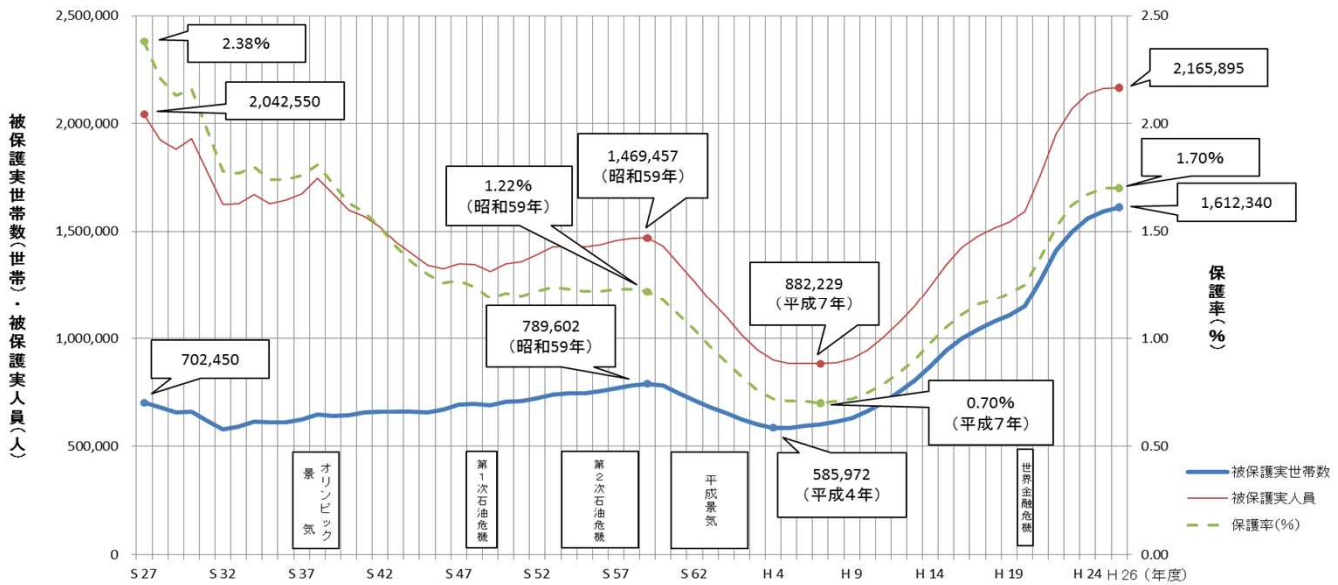
2 平成11年の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。

## 相対的貧困率の推移



- 注1 厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成25年）をもとに作成。  
 2 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で除算したもの。  
 3 貧困線とは、等価可処分所得の中央値を半分にした値である。名目値とはその年の等価可処分所得をいい、実質値とはそれを1985年を基準とした消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数（平成22年基準））で調整したもの。  
 4 相対的貧困率とは、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない世帯員の割合であり、OECDの作成基準に基づいて算出している。  
 5 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 6 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

## 被保護実世帯数、被保護実人員、保護率の年次推移（全国）



- 注1 厚生労働省「被保護者調査」及び「社会・援護局関係主管課長会議資料（平成27年3月9日）」、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報『生活保護』に関する公的統計データ一覧」より作成。  
 2 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口（昭和30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 平成2, 7, 12, 17, 22年度は国勢調査人口）で除したものである。



# 自動車関連税収のうち東京都区域分のシェア（平成26年度決算額）

（単位：百万円）

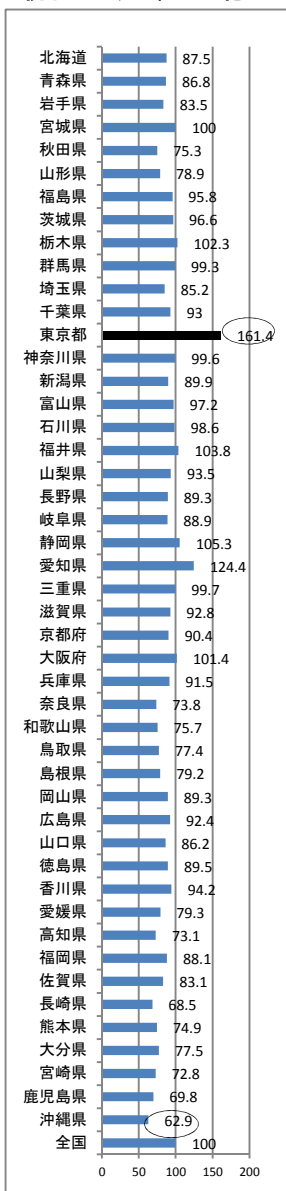
	全国分	東京都区域分	東京都区域分のシェア
地方税収入額	36,785,451	6,457,585	17.6%
自動車税	1,556,198	106,787	6.9%
自動車取得税	86,274	9,178	10.6%
軽油引取税	935,633	41,166	4.4%
軽自動車税	195,066	5,861	3.0%

注 「平成28年度地方税に関する参考計数資料」（総務省）及び「東京都税務統計年報」（東京都主税局）より作成。

## 人口一人当たりの税収額の指数（平成26年度決算額）

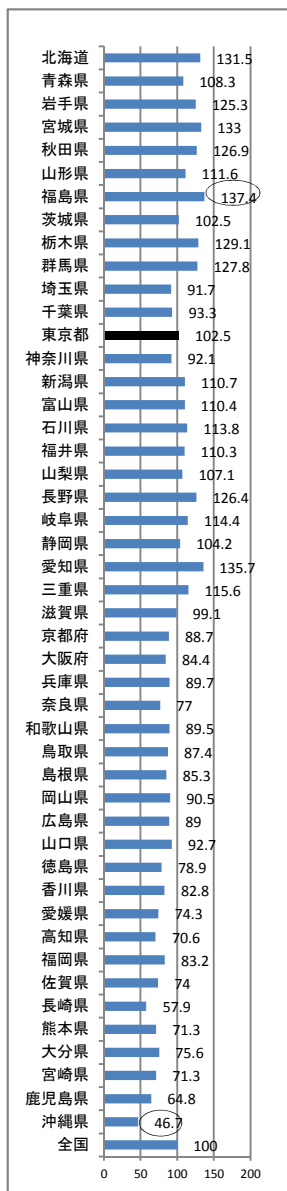
### 道府県税収総額

最大/最小: 2.6倍  
税収: 15兆6,835億円



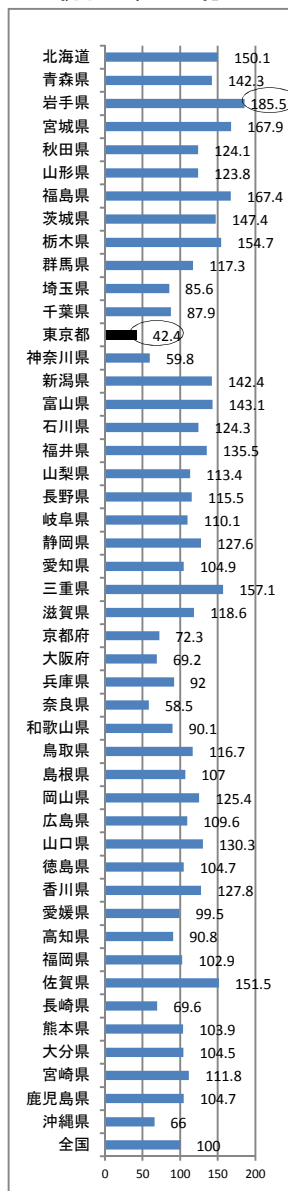
### 自動車取得税

最大/最小: 2.9倍  
税収: 863億円



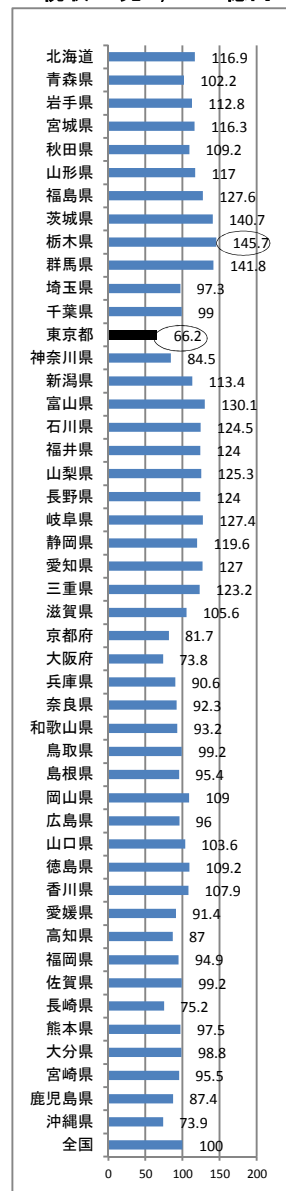
### 軽油引取税

最大/最小: 4.4倍  
税収: 9,356億円



### 自動車税

最大/最小: 2.2倍  
税収: 1兆5,562億円

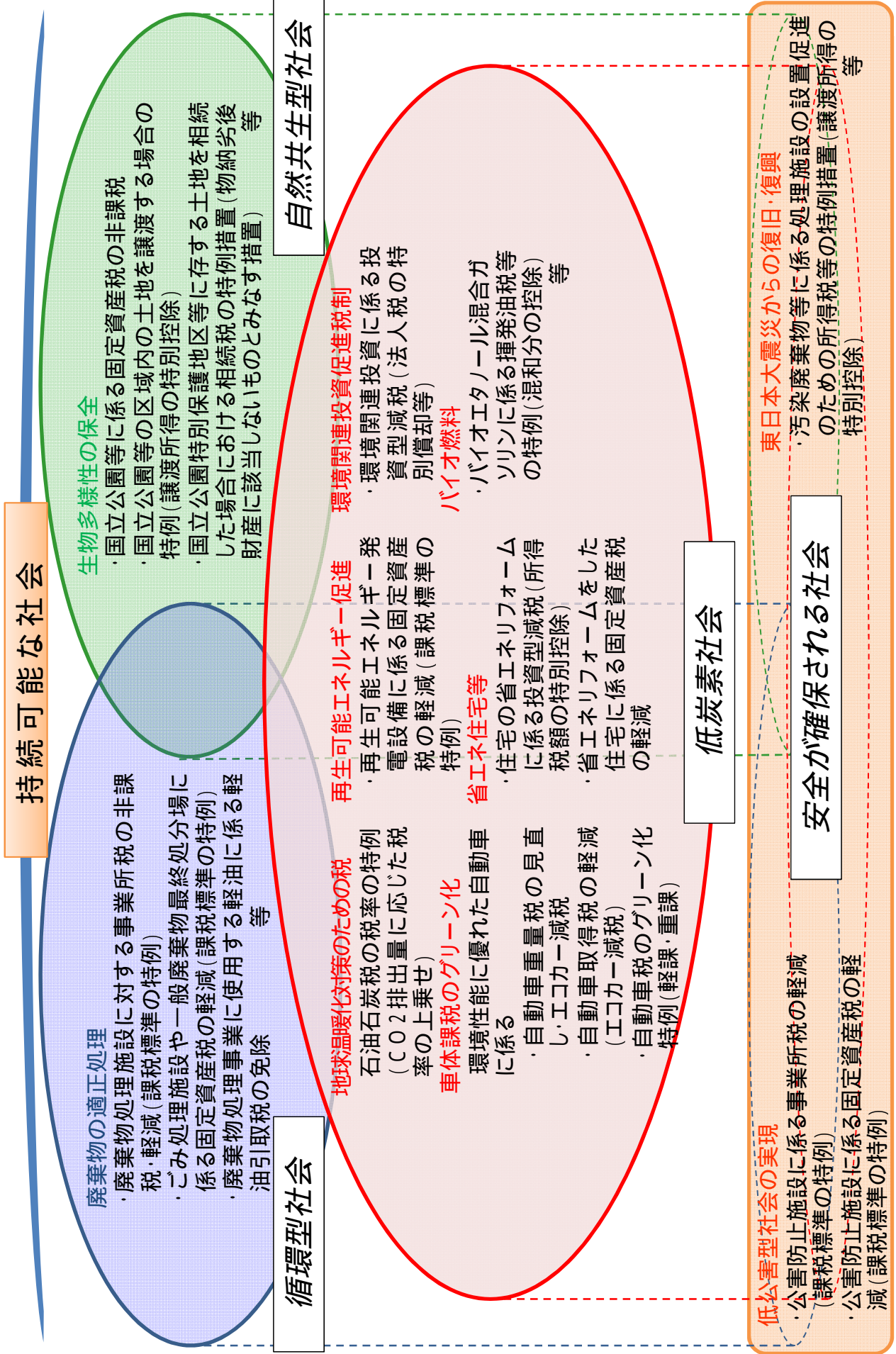


注1 総務省「平成26年度都道府県財政指数表」及び「平成28年版地方財政白書」より作成。

注2 人口は、平成27年1月1日現在の住民基本台帳による。

注3 「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った値。

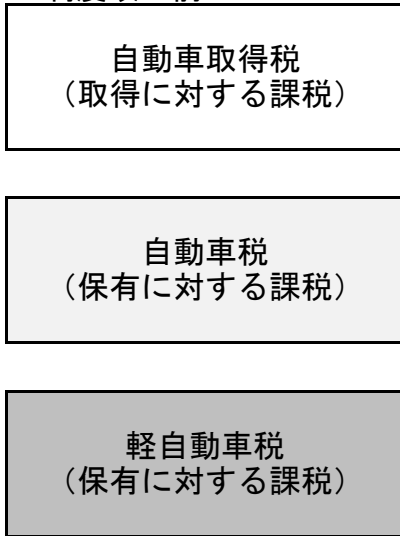
# 環境関連の主な現行の税制措置



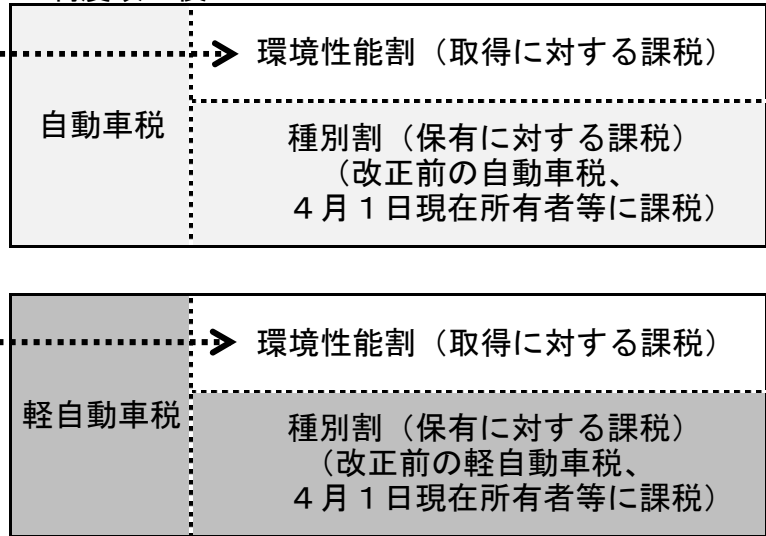
注 その他、基盤的措置として、環境関連を含む研究開発促進のための法人税額の特別控除(R&D税制)がある。環境省「税制全体のグリーン化推進検討会第1回」(平成28年5月30日)資料より抜粋。

## 環境性能割導入前後の自動車税・軽自動車税の法体系

《制度改正前》



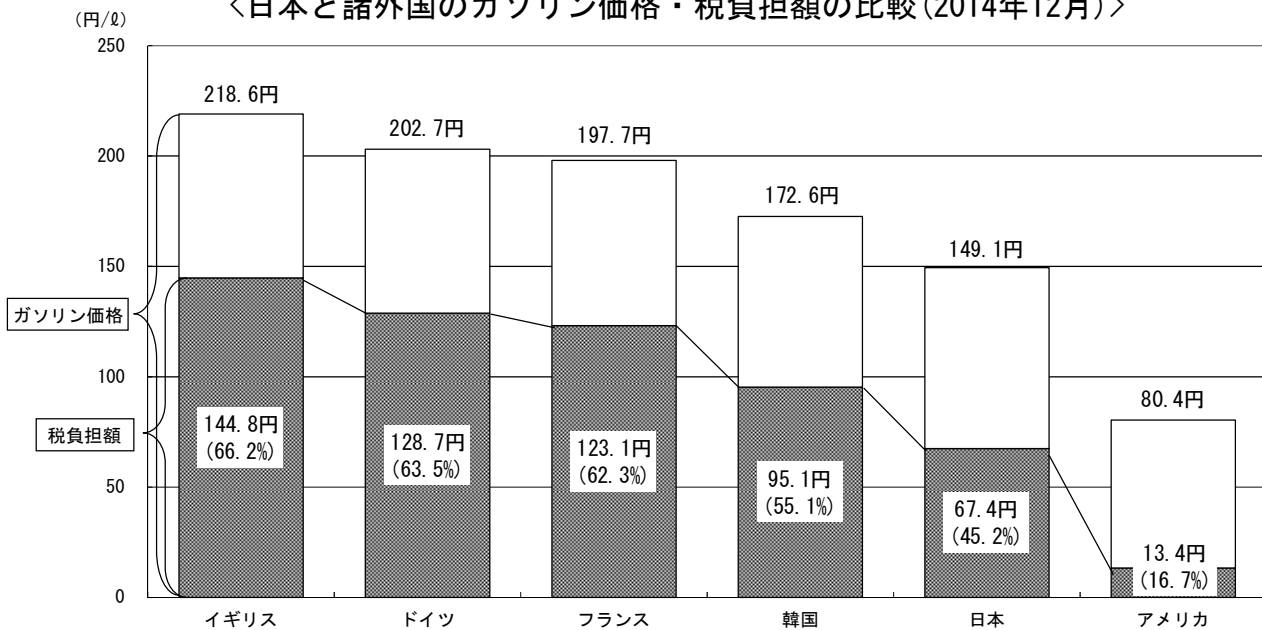
《制度改正後》



注 総務省資料より作成。

## 化石燃料の価格と税負担

〈日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較(2014年12月)〉



- 注1 「地方税関係資料ハンドブック(平成27年)」(一般財団法人 地方財務協会)により作成。  
 注2 英、独、仏、米は2014年12月時点、IEA調べ。韓国は2014年12月第5週時点、韓国石油公社調べ。日本は2014年12月22日時点、資源エネルギー庁調べ。  
 注3 日本の税負担額には揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、消費税(12月現在の税率である8%で計算)が含まれる。ガソリンに係る日本の石油石炭税の本則税率は2.04円/ℓであるが、地球温暖化対策のための課税の特例により、2014年4月1日から2.54円/ℓとなっており、本比較では、12月現在の税率である2.54円/ℓとして計算している。  
 注4 邦貨換算レート：1ドル=120円、1カナダドル=104円、1ポンド=187円、1ユーロ=147円、100ウォン=11円(2014年12月の為替レートの平均値、Bloomberg)。なお、端数は四捨五入している。

## OECD環境統計—環境関連税制

### ○ 環境関連税制の税収（抄）

2013年

	GDP比 (%ofGDP)	税収 (億ドル)	
		うち エネルギー 物品	うち エネルギー 物品
デンマーク	3.9	2.1	132
オランダ	3.4	2.0	293
フィンランド	2.9	2.0	78
イタリア	2.8	2.1	595
イギリス	2.5	1.8	672
ドイツ	2.1	1.7	765
フランス	1.9	1.5	545
日本	1.5	1.0	758
カナダ	1.1	0.8	207
アメリカ	0.8	0.5	1284
OECD平均	1.6	1.1	-

### ○ 環境関連税制の内訳（抄）

2013年

(億ドル)

課税対象	日本
エネルギー物品	487
輸送目的	396
うち ガソリン	291
生活上の使用目的	92
化石燃料	58
電気	34
自動車、その他輸送手段	266
取引課税	19
保有課税	247

注1 財務省ホームページより抜粋。

2 OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

- ・特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・税の名称及び目的は基準とはならない
- ・税の用途が定まっているかは基準とはならない

3 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

4 GDP比の内訳については、OECD環境統計には示されていないため、OECDが公表している各国のGDPを基に試算した。

## 炭素税導入国の比較

(2016年1月時点)

国名	日本 (温対税)	フィンランド (炭素税)	スウェーデン (CO <sub>2</sub> 税)	デンマーク (CO <sub>2</sub> 税)	スイス (CO <sub>2</sub> 税)	アイルランド (炭素税)	フランス (炭素税)	ポルトガル (炭素税)	カナダBC州 (炭素税)
税率 (円/tCO <sub>2</sub> )	289	7,280 (54EUR) (暖房用) 7,820 (58EUR) (輸送用)	16,723 (1,120 SEK)	3,099 (171.4 DKK)	9,715 (84CHF)	2,697 (20EUR)	2,966 (22EUR)	900 (6.67EUR)	2,854 (30CAD)
倍率	1	25 27	58	11	34	9	10	3	10
税収規模 (億円[年])	2,600 [2016年]	1,499 [2015年]	3,357 [2014年]	669 [2015年]	876 [2014年]	464 [2012年]	3,370 [2015年]	128 [2015年]	1,179 [2015年]
導入年	2012	1990	1991	1992	2008	2010	2014	2015	2008

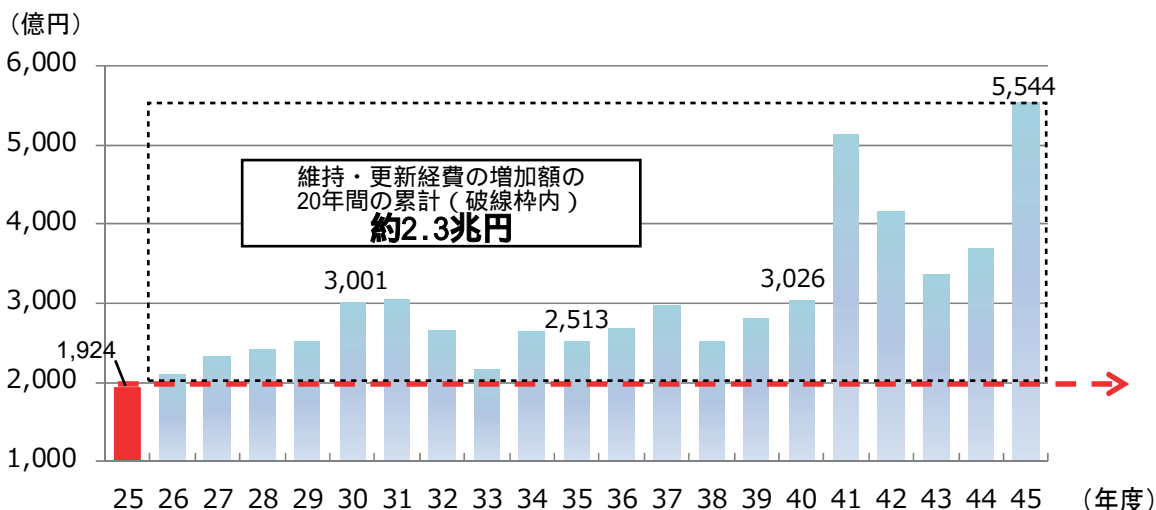
注1 環境省ホームページ「諸外国における炭素税等の導入状況」より作成。

2 税率は2016年1月時点。但し、日本の地球温暖化対策税は2016年4月以降の税率。税収は取得可能な直近の値。但し、日本の地球温暖化対策税は2016年度（平年度）の見込値。

3 為替レート：1CAD=約95円、1CHF=約116円、1EUR=約135円、1DKK=約18円、1SEK=約15円。（2013～2015年の為替レート（TTM）の平均値、みずほ銀行）

# 東京における税をめぐる諸課題

## 社会資本ストックの維持・更新経費の将来推計（試算）（東京都）



- 注1 東京都財務局「平成25年度東京都年次財務報告書」をもとに作成。  
 2 将来推計の試算は、新日本有限責任監査法人によるもの。  
 3 推計は、公会計情報などをもとに、社会資本ストックを法定耐用年数到来時に一斉更新すると仮定し、取得価格に建設工事費デフレータや物価上昇率を乗じるなどした試算。  
 4 平成25年度は、社会資本ストックの維持・更新に係る経費を抜粋した決算額。

## 都における法定外税（宿泊税）の概要

区分	具体的内容
目的等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、ホテル又は旅館の宿泊者に一定の負担を求める法定外目的税として創設
納税義務者	都内のホテル又は旅館の宿泊者
課税免除	宿泊料金1人1泊 1万円未満の宿泊
税率	宿泊料金1人1泊 1万円以上1万5千円未満の宿泊 ……100円 宿泊料金1人1泊 1万5千円以上の宿泊 ……200円
徴収方法	ホテル又は旅館による特別徴収
税收用途	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
実施時期	平成14年10月1日
税收推移	<p>(単位: 百万円)</p>

- 注1 平成27年度までは決算額、平成28年度は当初予算額である。  
 2 各数値は「東京都税務統計年報」等による。